

大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の 活用に当たっての参考例等について

平成 30 年 6 月 12 日

1. 趣 旨

「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に基づき、各大学における活用に当たってその活用に資する参考例及び留意すべき事項について示す。

なお、以下に示すのはあくまでも「参考例」であって、大学によって、又は同じ大学の中でも学部等によって、それぞれの方針に基づき水準や比重を独自に設定したり、ガイドラインに基づきつつ独自の活用方法を工夫したりすることについては、各大学・学部等が主体的に判断すべきものである。

2. 英語認定試験

（1）出願資格とする場合

出願資格とする水準の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

設定に当たっては、ガイドラインに示す通り「他の教科・科目との関連性も踏まえ、受験生の受験機会の確保について十分に配慮」し、英語認定試験の結果のみによって受験機会が著しく狭められることにならないよう留意することが望ましい。

具体的には、各大学・学部等の方針により、CEFR 対照表に基づき、その一定水準（例えば A2）以上を受験資格とすることが考えられる。

（2）加点方式とする場合

英語認定試験の結果に基づき共通テストの英語の成績に加点する点数の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

設定に当たっては、ガイドラインに示す通り「英語 4 技能の総合的な評価を重視するというこのたびの改革の趣旨を踏まえつつ、制度の大幅な変更による受験生や高等学校教育への影響を鑑み、英語全体に占める認定試験の比重については適切なものとなるよう十分に考慮」することが望ましい。

具体的には、各大学・学部等の方針により、英語認定試験の結果に基づく加点の点数を CEFR 対照表に基づく水準ごとに定め、その最高点が共通テストの英語の成績と合わせた英語全体の満点に占める割合を、英語 4 技能学習のインセンティブを与える観点から適切な比重（例えば 2 割以上）となるようにすることが考えられる。

なお、加点する点数の設定方法については、従来から一般入試の個別試験や推薦入試等において民間検定試験を活用しており、素点による水準の対照についての実績と知見がある場合などには、各大学・学部等の判断により、各英語認定試験の素点に応じて、CEFR 対照表に基づく水準を細分化した段階を設けて、段階ごとの加点の点数を定めることも考えられる。

(3) 出願資格と加点方式を併用する場合

各大学・学部等の方針に基づき、英語認定試験の結果について、出願資格としての一定の水準（例えば CEFR 対照表の A2）以上を設定するとともに、それを超える水準（例えば B1 から C1 以上又は C2 まで）ごとに加点する点数を定めて共通テストの英語の成績に加点するものである。

これらの具体的な設定については、(1) 及び (2) の場合に示した留意点を踏まえて、各大学・学部等が主体的に定める。

(4) 英語認定試験の実施・定着状況等の検証と見直し

(1) から (3) の具体的な設定の在り方については、国立大学協会において、今後の英語認定試験の実施・定着状況等を十分に検証しつつ、平成 36 年度以降の入学者選抜における英語 4 技能評価が円滑かつ適切に実施されるよう、必要に応じ見直しを行うこととする。

(5) 障害等のある受験生への配慮

障害等のある受験生については、各英語認定試験において合理的配慮が行われることになっているが、今後の状況を踏まえ、追記することとする。

3. 国語の記述式問題

国語の記述式問題の段階別成績表示については、ガイドラインに示す通り、その結果を点数化してマークシート式の得点に加点して活用することを基本とし、加点する点数の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

国語の記述式問題の出題及び成績提供の方法については、大学入試センターにおいて実施した試行調査（プレテスト）の結果、試行調査における記述式問題の問題数、構成、国語全体の試験時間等が共通テストにおいても維持されるとともに、同センターは、小問ごとの段階別表示のみならず、小問に応じた重み付けを行った上で 5 段階の「総合評価」としての段階別表示を示すとの方針が示されている。

このことを踏まえ、加点の具体的な方法については、例えば「総合評価」

の段階別表示の段階ごとに加点する点数を定め、加点する最高点がマークシート式の得点と合わせた国語全体の満点に占める割合を、全体の問題数、構成、試験時間等を勘案した適切な比重（例えば2割程度）とすることが考えられる。